

【構造が専ら身体に障がいがある方の利用に供するための車両の減免について】

自動車車検証の車の形状欄に車いす移動車等と表記されている軽自動車や構造上、身体障がい者等が利用することが明確である軽自動車は減免申請を受理いたします。

減免申請には次のものをご提出ください。

①軽自動車税(種別割)減免申請書 (ダウンロード参照)

- ・申請書は税制課窓口でも配布します(白紙のもの)。
- ・特定個人番号(マイナンバー)を記入してください。
- ・申請内容確認の為、連絡をさせていただく場合がありますので、申請書には必ず電話番号の記載をお願いします。

②令和7年度軽自動車税(種別割)納税通知書 (納税前のもの)

- ・市役所から納税通知書が届く前に申請する場合は、必要ありません。
- ・ただし、納税通知書が市役所から送付された後(5月9日発送予定)は、必ずお持ちください。
- ・なお申請後、市役所から納税通知書が届いてしまった場合も必ず提出をお願いします。
- ・また、申請期限1週間前までに納税通知書が届かなかった場合は、必ずご連絡ください。

③自動車検査証のコピー

- ・電子車検証の交付を受けている場合は、交付時に発行される「自動車検査証記録事項」のコピー、または車検証閲覧アプリを使用し、紙に印刷したものをご提出ください。

④「その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車」 であることが確認できる書類

- ・仕様書や写真で構造・車両番号の確認ができるもの

⑤納税義務者のマイナンバーカードまたは、個人番号通知カード

⑥申請者の身分証明書(運転免許証等)

【注意事項】

- 郵送で申請の場合は、①申請書②令和7年度軽自動車税(種別割)納税通知書は必ず原本で、それ以外の必要な書類はコピーをお送りください。
- 再提出の場合も含み、申請期限(5月26日(月))を過ぎますと、習志野市税条例の規定により、減免が受けられなくなりますのでご注意ください。